

「全鍍連」 2025年 12月号 理事長のよこがお

群馬県鍍金工業組合 理事長 藤間 一夫（藤間精練(株) 代表取締役）

「社会貢献活動」



皆様、こんにちは。群馬県組合理事長の藤間です。寄稿の機会を頂き有り難うございました。ですが、今回は5度目となり、正直なところネタがなく困りました。数日間、思案に暮れた結果、テーマが「理事長のよこがお」なので、仕事以外の日頃、私が取り組んでいる活動を紹介したいと思います。

経営者という立場上、時間の融通が利くと思われるのでしょうか？ PTAや地域、銀行、青年会、ロータリー等の役員を歴任されている方が多いと思います。私もご多分に漏れず、PTA 会長を皮切りに様々な役を引き受けて来ました。現在は保護司、人権擁護委員、青少年問題協議会、警察指導委員、少年補導員、社会福祉法人監事、檀家総代、学校評議員等20余りの役員を務めています。

その中で実働が多く、特に大変なのが、保護司としての活動です。平成25年に法務大臣から委嘱を受け、これまで少年から大人まで15名を担当し、現在3名を受け持っています。

保護司の任務は、犯罪や非行により保護観察処分を受けた人に対し、立ち直りや就学就労支援、住居の調整、再犯の防止等を担うことです。

保護観察処分の期間は、それぞれ異なりますが、長い場合4～5年のケースもあります。15歳の少年が少年院を仮退院した場合、20歳になるまで担当します。少年院在院中から、面会に出向き並行して保護者との面接も定期的に行い、出院後は基本的に毎月2回面接し観察所へ報告書を提出します。

大変な反面、時には嬉しい事もあります。以前担当した少年から、数日前に結婚の報告を受けました。5年間の保護観察期間終了後、真面目に頑張っている証と大変、喜ばしく思っております。

保護司は非常勤の国家公務員であり、無報酬のボランティアです。守秘義務があり、家族に対しても対象者の個人情報を出してはいけません。その上、自宅で面接をする事が多い為、家族の反対により引き受けて貰えない事例が多いのです。近年は引き受け手が少なく、全国の充足率は、90%を割り、私の地域では75%未満となっています。明らかに担い手不足ですが、遣り甲斐のあるボランティアです。もしも話が来たら、引き受けて頂きたいをお願いします。

最後に協力雇用主の制度をご存じでしょうか？ 協力雇用主は、犯罪や非行歴により仕事に就く事が難しい人達の事情を理解し、雇用する事で立ち直りや再犯防止を支援する事業主です。登録後は奨励金や損害を被った場合に補償等の恩恵を受けられる場合があります。最寄りの保護観察所へ連絡し必要手続き後に登録されますので、人手不足解消の一助として、社会貢献として、ご一考の価値ありと存じます。ご検討ください。